

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条第3項の規定に基づき、社会福祉法人おいらせ町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員に対する報酬に関する必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程において、報酬を支給する役員の範囲は次に掲げる役員をいう。

(1) 会 長

(報酬)

第3条 会長の報酬については、支給しない。但し、法人運営のために、概ね月5日以上業務に従事した場合、次の額を支払うことができる。

(1) 月額 10,000円

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。